

1 . 議事日程第 5 号

(平成19年第 6 回大口町議会定例会)

平成 19 年 12 月 18 日

午前 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正についてから、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(討論・採決)
- 日程第 4 議員提出議案第 7 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書提出についてから、議員提出議案第10号 地方税財源の拡充についての意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第86号 大口町立中学校新築工事(第 2 工区)請負契約の変更についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

2 . 出席議員は次のとおりである。(1 5 名)

1 番	吉 田 正	2 番	田 中 一 成
3 番	柘 植 満	4 番	岡 孝 夫
5 番	宮 田 和 美	6 番	酒 井 廣 治
7 番	丹 羽 勉	8 番	土 田 進
9 番	鈴 木 喜 博	10番	木 野 春 徳
11番	齊 木 一 三	12番	倉 知 敏 美
13番	酒 井 久 和	14番	吉 田 正 輝
15番	宇 野 昌 康		

3 . 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒 井 鎭	副 町 長	社 本 一 裕
教 育 長	井 上 辰 廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大 森 滋	健康福祉部長	水 野 正 利
環境建設部長	近 藤 則 義	会 計 室 会 計 管 理 者	前 田 守 文
教 育 部 長	鈴 木 宗 幸	教育部参事兼 生涯学習課長	三 輪 恒 久
行 政 課 長	近 藤 孝 文	企画財政課長	近 藤 勝 重
健 康 課 長	河 合 俊 英	学校教育課長	江 口 利 光

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近 藤 登	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 幹 広
--------	-------	------------------	---------

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第62号から議案第77号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第2、議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正についてから、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 吉田正輝君。

総務文教常任委員長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名を受けましたので、去る12月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託を受けました4議案の審査内容と、その結果について報告いたします。

委員会は、12月11日午前9時30分から役場3階第1委員会室にて、委員全員と、説明員として町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

付託を受けました議案については、本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順序に従い、報告をいたします。

議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について、質疑に入りました。

この条例を改正する理由は何かとの質問がありました。その答弁は、大口町の地域交通推進会議を自治体、乗り合いバス事業者、住民及びその他の関係者で組織する地域交通会議に位置づけることで道路運送法の許認可がおりやすくなるので改正する。改正の中身としては、タク

シー事業者を会議のメンバーに含めること、それに伴い委員数を増員すること、道路運送法の改正に基づき運転手が組織する団体も1名加えることとの答弁がありました。

次に、実施予定時期と委員報酬の予算措置の質問があり、来年の1月か2月に会議を開催し、バスの運行状況や利用状況を報告したい。予算措置は、実質的にふえるのは1名と考えているので、現計予算で支払えるとの答弁でした。

採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正について質疑に入りました。

地方自治法227条の手数料に関する行政実例として、単に印鑑簿に印鑑を登録し、それを保管するのみの事務は、特定の者のためにする事務とは解されない。あるいは、印鑑証明事務のうち、印鑑簿への登録及びその保管の事務のみを取り出して、これを特定の者のための事務とは言えない。印鑑証明手数料に登録費用を含めることは差し支えないというものがある。登録証の有料化は違反ではないかとの質問がありました。その答弁では、昭和49年に自治省から出された印鑑登録事務処理要領では、手数料の標準額として、印鑑登録証50円、印鑑登録証明書70円という基準が示されている。また、質疑応答集では、印鑑登録証の交付手数料は作成にかかる実費相当分が適当との考えが示されているので有料化は問題ない。今回の条例改正は、印鑑登録する事務に対して手数料を徴収するものではなく、登録証の発行に対する手数料であるとの答弁がありました。

その答弁に、印鑑証明手数料に登録費用を含めることは差し支えないとされていることから、既に証明手数料の中に登録費用が含まれているのではないかと。あるいは、実費相当分が適当と言いながら、実費が170円なのに200円を徴収するのはおかしい。さらに、登録証の発行は、役場の事務の効率化・利便性もあるので、実費相当分の半分は行政が負担すべきものではないかとの質問がありました。それに対して、印鑑証明書の発行状況が個々に違うので、証明手数料に登録費用を上乗せすることは難しいし、そもそも別物であると考えている。170円という金額は、今年度購入した2,200冊の手帳を18年度の発行実績で割った目安にすぎない。実費相当分の中には印鑑の読み取り機、登録原票などの事務にかかる経費も含まれる。印鑑登録制度が導入された時点で想定できなかった登録証の使用形態が出てきたことに対応するための有料化との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号)所管分の質疑に入りました。

教育費では、西小学校の特別支援学級増設工事244万円、大口中学校校舎完成式開催委託料500万円の内容についての質問に対し、特別支援学級増設工事は資料室を特別支援教室として

改修する費用で、ロッカー、掲示板、空調機、照明器具の増設を予定している。大口中学校校舎完成式開催委託料は、案内状の発送、会場設営費等の委託であるとの答弁がありました。

北部中学校の校舎耐震調査委託料に関連して、地区懇談会での住民の反応を問う質問に、北小学校の現状等は十分に御理解いただけた。今後は、通学路等を学校やPTAに決定してもらい、歩道橋等の整備が必要になれば、町長部局と協力し合い進めていきたいとの答弁がありました。

バックネットの増設や芝張りはどの時点で予算計上するのか、北側用水路の盛りかえ工事はどのような計画かとの質問に対し、バックネット等は、住民、あるいは明日の学校づくり検討委員会の意見を聞き、追加で補正したい。用水路の盛りかえは、縦断の修正をして既存の側溝を使用したいとの答弁がありました。

次に消防費で、国道41号沿いの上水道未整備地区では、上水道がないので消火栓も設置できない。今後どういう対応をするのかとの質問に対し、開発の際は消防法の基準で設置が義務づけられ、施設整備はされている。しかし、公設による消防水利の必要性は理解しているので、何かの機会をとらえて対処したい。現在は、民家を中心とした消火設備の未整備地区解消のため、計画的に取り組んでいるとの答弁がありました。

採決の結果、全員の賛成をもって、原案どおり解決すべきものと決しました。

議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、特に発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会に付託を受けました4議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 木野春徳君。

健康福祉常任委員長（木野春徳君） 皆さん、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る12月6日の本会議において健康福祉常任委員会に付託を受けました8議案について、審査の内容と結果の御報告を申し上げます。

委員会は、12月12日午前9時30分より役場3階第5委員会室において、委員全員及び酒井町長以下関係職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案については、本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順に御報告を申し上げます。

初めに、議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について質疑に入りました。支給対象を15歳ではなく、義務教育である中学校卒業までとはできないかとの質問に対し、今回の改正は、あくまでも15歳に達する日以後の3月31日までという年齢での条例改正であるとの答弁がありました。

福祉医療費支給順位とあるが、この優先順位とはとの質問に対し、福祉医療の支給に関しては乳幼児、障害者、母子家庭という順番ですが、今回は子ども医療が未就園児まで優先をして、小学校へ入ってからは障害者の方は障害者医療を受けてもらうような形で進めていきたいとの答弁がありました。

医療費受給者証の交付に伴い、周知の方法はとの質問に、広報の2月号で住民の方に周知をし、小・中学校を通じてのPRもしていきたい。さらに、該当する保護者の方へは直接案内をし、申請書を送っていただき、そして受給者証を送るように考えているとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について質疑に入りました。

廃止後、73歳、74歳の人の救済措置はどのように考えているのかとの質問に、現在のところ救済措置は考えていないとの答弁がありました。

条例を廃止せず残すべきではないかとの質問に、今、医療技術の進展とともに医療費が増大する中、適正な世代間の費用負担と、それぞれの年齢に合った自己負担をとということで進めたいとの答弁がありました。

73歳、74歳の方の人数はとの質問に、現在318名であるとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について質疑に入りました。

障害者医療制度は何歳まで適用されるのかとの質問に、64歳までで、65歳からは一定要件があれば老人保健制度で対応されますとの答弁がありました。

障害者で一定要件がある方が65歳になり後期高齢者医療に該当する方が、障害年金をもらってみえる方の後期高齢者医療の保険料はどのように徴収するのかとの質問に、障害年金をもらってみえる方は、その年金から天引きとなりますとの答弁がありました。

障害者の方で扶養家族になっている方にも後期高齢者医療が発足すると新たに保険料を徴収することになるのかとの質問に、被用者保険の扶養者については4月から5割軽減ですが、半

年間凍結され、10月から3月までは9割減ということで、実際には95%減となりますが、5%の保険料は徴収されますとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について質疑に入りました。

精神医療以外の疾病についても支給範囲を拡大する考えはとの質問に、今回、入院については所得制限を廃止することで町としては一つ拡大したと考えており、全疾患ではなく精神医療に限っての条例制定であるとの答弁がありました。

医療費支給方法で入院は償還払いとなっているが、現物給付にできないかとの質問に、入院は頻繁に発生していないため償還払いで対応していきたいとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑に入りました。

利用の許可について、公の秩序もしくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき、または管理及び運営上支障があると認めるときは利用を許可しないとある。利用者がそういったことに該当しなくても、外部から乱すような妨害があるおそれがある場合の取り扱いはどうなるのかとの質問に、利用の許可、不許可は、一義的には指定管理者が出しますが、協定書の中で公の秩序の規定部分などを設けており、あらかじめそのようなことが掌握できる状態であれば、当然町に相談すべきものであるとの答弁がありました。

指定管理者は、健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務とあるが、9月の委員会協議会で受けた指定管理者公募の説明より広い範囲で業務をさせることになるようで食い違うのではないかと質問に、修繕料や保守点検料、使用量によって変動する電気料等は、基本的には指定管理料に含めて町が負担し、事業運営のリスクを軽減し、サービスの低下につながらないようにするために、特に施設の修繕については町と協議をし、速やかに対応できるような取り決めをしたいと考えているとの答弁がありました。

指定管理者が他の会社等へ再委託するというようなことは考えられないかと質問に、総括的な委託は禁止していますが、エレベーター、エスカレーターの保守点検業務、消防施設の点検業務など専門の業務に関する委託については、届け出をしていただいてできるという運用をしたい。また、その業務をどのようにしているかについては、指定管理者がチェックすることになりますとの答弁がありました。

事故が起きた場合や安全面での責任の所在についての質問に、何か事故等があった場合に、故意とか過失など事例にもよりますが、基本的な部分は協定書の中に入れて協定していきたい。また、指定管理とは公の施設の管理を自治法の規定に基づいて一定の業者にゆだねるという位

置づけであり、当然、業者も問題のないよう日々研修していくことが必要であるとの答弁がありました。

指定管理となり、そこで働く人たちの待遇がワーキングプアを生むような職場にならないように、きちっとした対応をとっていくべきではないかとの質問に、当然募集に当たっては関係法令を遵守することが入っており、今回の指定管理者制度導入に当たっては、適正な給与体系での運営が維持できるよう業者への指示はしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

その他質問もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）について質疑に入りました。

障害者自立支援事業で補助金が出ていますが、仕事について自立された人はおられるのかとの質問に、障害者自立支援法ができましたが、今の環境の中では自立のめどが立っていない状況であります。自立できる環境をつくっていくことが大切であり、そのための努力をしているとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

保険税の滞納世帯は何世帯あるのかとの質問に、平成18年度末で343世帯であるとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質疑に入りました。

後期高齢者医療制度そのものを撤回してほしいという立場であるという意見に対し、この制度については愛知県知事の認可を得て広域連合が既に発足するとともに、全国すべての都道府県で広域連合が設置され、新たな制度に対応しているとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託を受けました8議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉常任委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 齊木一三君。

環境建設常任委員長（齊木一三君） 議長、暫時休憩をお願いしたいんですが。

議長（宇野昌康君） 暫時休憩をいたします。

（午前 9時50分）

議長（宇野昌康君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 9時54分）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

環境建設常任委員長（齊木一三君） 改めまして、おはようございます。

議長の御指名を受けましたので、去る12月6日本会議におきまして環境建設常任委員会に付託を受けました6議案の審査内容と、その結果について御報告させていただきます。

当委員会は、12月13日午前9時30分より役場3階第5委員会室におきまして、委員全員と説明員として酒井町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案は、本会議において説明を受けておりますので、直ちに議案の審査に入りました。

それでは、質疑の概要と審査の結果を御報告いたします。

議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、質疑に入りました。

審査前に、環境経済課長より、現在規則で対応している可燃ごみ袋の変更に關し、11月16日に開催された環境建設委員会協議会、さらに11月22日の議会全員協議会の中で、袋規格の外側にUカットを施し、それを取り除くと発言をしましたが、これは間違いで、Uカット部分がふさがった状態であると訂正がありました。その後、質疑に入りました。

今のUカット部分、袋がさらに大きくなるという解釈でよいかとの質問に対し、規格そのものは変えない。Uカット部分をなくすということで、この部分がふさがり真四角となり、袋は端と端を結んでいただくこととなりますとの答弁がありました。

袋の大きさは、大が78掛ける64センチということになっているが、全部がそのままになるということかの質問に対し、サイズは、現在利用いただいている78掛ける64センチと変わりはありませんとの回答がありました。

一般販売価格はどのようになっているかの質問に対し、現在の販売価格は、大が14円、小が10円、減量型が7円にて小売店にて売られておりますが、今回改正により、手数料の額は、大

が14円、小が7円、減量型が5円と決めさせていただきます。したがって、小袋が10円から7円と3円の値下げとなり、減量型も7円から5円と引き下げられるという答弁がありました。

今まで14円の袋は規定どおり販売されていたが、7円の袋を10円で販売されていたのは、ルートがどのようになっていたのか、またマージンはどのようになっていたのかの質問に対し、今まで手数料という形では決めてなく、実費相当分という言葉で処理がされてきました。平成2年から14円、10円、途中で7円という減量型ができ、価格は変わらず販売されてきました。実費相当額は年度初めの入札により、品物が納められ、その年度ごとに袋の単価を変えていく必要がありますが、一般の購入価格がその都度変わると非常に不都合を生じるため現在の価格を踏襲してきましたが、今回の条例改正できちっとさせていただくと答弁がありました。

袋にプラスチック表示はしてあるが、中身の表示はなかったような気がします。これは家庭用品品質法に基づく表示が必要ではないか。さらに、他の市町もかんがみて値を下げられたのかの質問に対し、表示法は、外部に「プラ」で表示させていただいており、中身については一度確認をさせていただき、入っていないければ来年度から早速進めていきたい。

また、扶桑町の安価な理由は、炭酸カルシウムも入っていませんし、Uカットもされておりません。この炭カルとUカットを施さないことにより、25%のコストを下げたいという目的でありますとの答弁がございました。

9条の2の4について、既に納付した手数料は還付しない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときはこの限りでないと書かれているが、どのような場合が特別な事情なのか。引越等使わなくなったものは特別な事情に当たると思うが、預かり金か何かという形で還付できれば一番よいと思うがという質問に対し、現時点で具体的にこれだというものはありませんが、条例で1枚14円と明確になってきましたので、買い上げに対応できるようになり、手数料ですから還付することはできますとの答弁がございました。

3月に、新年度は袋の購入価格を大幅に安く買うことができたと言明がありました。石油価格が1ヵ月前から急激に上がっている状況であるが、今度購入される場合、実際想定される価格は何円ほどとなるのかの質問に対し、今回、大が10円2銭で見積もっております。石油価格の変動に左右され、年が変わりますと、また価格が一段と上がる様相であります。ことしだけでも既にポリエチレン原料は、40%近く値上がりしているという情報を得ておりますとの答弁がございました。

引越されてきた場合、役場でごみ減量は説明してありますかの質問に対し、役場生活課窓口にて衛生カレンダーをお渡ししております。細かなわからない部分は、環境経済課へ来ていただいて説明をさせていただいており、外国人の方にも、ポルトガル語、英語、中国語、そ

れにスペイン語の分は、その翻訳したものを持ってありますとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について審査に入りました。

本町において地下水位の高さの状況変化はどのようになっているのか、観測井は大口中学校に1ヵ所あったように記憶をしているが、現在の観測井で水位の状況調査がされているのかの質問に対し、大口町野球グラウンドに県の地盤沈下観測井があり、県の委託を受けて観測し、四半期ごとに県へ報告をしております。観測井が新設中学校建設に伴い支障となり、県の費用で新設することで進んでおりますが、11月中旬、観測を一時ストップし、平成20年度から再開できることとなります。

県より委託を受け、データを送ることにより愛知県全体の地盤沈下観測結果が発表され、毎年度ごとの結果が各市町村へ配付されるということで、現時点での観測井についての答弁はできませんとの回答がございました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）所管分について審査に入りました。

循環型社会形成事業についての説明をお願いしたいとの質問に対し、来年1月から3月までは資源ごみ有償回収システムにスタンプカード制を導入したい。スタンプについては、各地区で月2回ある収集に資源ごみをお持ちいただいた方へ2個、リサイクルセンターを利用していただく方に1個スタンプを押させていただき、個数に応じて報奨金もお渡しする制度であります。

72個押せるスタンプカードで、たまった個数により、トイレットペーパー、減量型のごみ袋、苗木をお渡ししていくシステムであり、最終72個の完了した場合には3,000円という報奨金をお支払いするようになり、平成20年度、本格稼働するため、来年1月から3月において1地区で実証モデルとして実施をします。

さらに、負担金補助及び交付金につきましては、事業所を対象としており、大企業、スーパーでなく少量な部分を対象とし、きちっと分別しておっていただきながら、生ごみ、可燃ごみと一緒に処分されている状況があり、事業系の紙、ごみを分別していただいているものに対し、地区助成金と同じ単価、1キロ5円の助成金を出していくものでありますとの答弁がありました。

スタンプカードの管理は、廃棄物減量推進委員からの質問に対し、スタンプカードを特定させるため、通し番号を通して意識のある方だけにエントリーをしていただき、カードを管理していただくこととなります。

カードに日付が特定できるスタンプを用意し、各地集積所で区の方にお手伝いを願って管理していただきたいと思っていますとの答弁がございました。

今、ごみ分別指導するだけでも区会議員さんには大変な苦勞をかけております。印鑑（スタンプ）の管理はだれがするのか、十分に精査をしていただきたい。さらに、資源ごみの対象判断はの質問に対し、今考えておりますのは紙程度の話で、紙すべてを収集するというのではなく、ごみ減量に対し、一人ひとりに意識づけができればよいという考え方であります。

地区の資源回収時に持ってきていただきたい程度のこととさせていただき、地区役員さんに御迷惑をかけないように配慮させていただき、4月より全地区を対象にしたシステムに切りかえていきますとの答弁がございました。

エントリー用紙はどこでいただけるのか、また実証はどの地区で実施するのかの質問に対し、インターネットで公表し、モデル実証していただける地区へ職員が出向き、またリサイクルセンターでお渡しできるような形をとります。本格実施に際し、各地区へ職員が出向くことも考えており、さらに議決後、区長会に諮り、エントリーをしていただき、1地区を選んでいきたいとの答弁がございました。

スタンプカードの有効期限は発行日から1年となっておりますが、地区へ資源ごみを2回持っていても4個ということで、1年では48個ということになりますが、72個になるにはとの質問に対し、72個が最終目標で数字がおかしくないかという話が出ましたが、リサイクルセンターで1個セットさせていただき、センターの活用も考えておりますとの答弁がございました。

環境問題に関心を持ちながら、見返りを求めて私はやっているんじゃないと、意識の高い皆さんには失礼にならないように、宣伝か啓発の工夫をして反発を買わないように気をつけないといけないという質問に対し、リサイクルセンターのお客さんの中にも、かなり意識が高くてやっていただいている方も見えます。そのような人の気持ちは、十分考える形でPR等をしていきたいと思っておりますとの答弁がございました。

商業振興資金融資保証料、県保証は従来100%融資の保証をしてきたわけであるが、それを8割に引き下げると聞いている。非常に問題があると思うがどうか。また、斎藤羽黒線の問題であります。特に北側の歩道部分はかなり狭く、非常に危険であり、今回亡くなられた方も、亡くなった場所は違うが、やはり斎藤羽黒線の歩道が狭く、他を迂回し、信号のないところを渡ろうとして多分事故につながったと言われる方が私の身の回りには非常に多い。道路そのものの早期拡幅を急いでやらなければいけないと思うがとの質問に対し、県保証は、県が100%

を80%に戻すという情報は今のところ聞いておりません。県のシステムが変更になった場合においても、大口町での信用保証料は、今の要綱にもたれた形で続けていく予定であります。また、斎藤羽黒線については、十分安全を保証できないということで、7月、建設委員会を通じ要望しております。今後も強力に要望していきたいとの答弁がございました。

斎藤羽黒線の問題について、事故が起きた実態を踏まえ、歩道の確保を最優先してやっていかなければならない問題であり、改めて要望すべき問題であると思う。拡幅目標はあるのかの質問に対し、中小口地区の区画整理事業の関係で南側が区域に入っております。組合設立が20年か21年あたりという関係から、少なくともその段階では用地確保をしていきたいという順序立てになってくると思われれます。そのためにも強く要望はしていきますとの答弁がございました。

道路購入費の追加は中学校関係の道路用地のようであるが、地目、購入価格はどのようになっているのか。また、河川費の調整池予算ですが、余野公園以外の今後の計画はの質問に対し、中学校関連の用地購入は、中学校敷地北側の道路を整備させていただくもので、水路幅がないと道路の幅員が狭くなってしまいうということがあり、田を2メートルほど購入し、歩道と道路と合わせて8メートルの道路を通す計画であります。その用地費が田については2万8,400円という形で、19年度、単価を設定しております。また、今後の調整池は、一応計画としまして南小学校のグラウンド、秋田グラウンド、そのような公共用地、グラウンドを使って計画をしていきたいと思っておりますが、そこに誘導する管が必要になってきますので用地選定に苦慮をしているところでありますけれども、一応公共用地を優先的に設けていきたいとの答弁がございました。

学校周辺整備について、先回の総務委員会におきまして説明を受けましたが、この件についての事項は間違いなく実施をお願いしたいとの質問に対し、各事項については、総務委員会にて報告をさせていただいておりますとおり実施させていただきますとの答弁がございました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 大口町道路線の廃止について、議案第76号 大口町道路線の認定につきましては、関連事項でありますので一括して審査に入りました。

道路認定で、町道102号線においては道路となるべきところに建物があるように見受けられるが、これはどうなるかの質問に対し、道路をつくった部分が仲沖の土地改良区エリアの中であり、土地改良区の費用で移転は済んでおりますとの答弁がございました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起について審査に入りました。

居住の実態がないということであるが、家族構成、年齢は、また町として居どころはつかめていないということかという質問に対し、3人で暮らしてみえたということであり、うわさを聞いて捜させていただきましたが、いまだ把握できていない現状であるとの答弁がございました。

この事件は、建物の明け渡し等請求事件ということになっていますが、家賃が滞納されています。明け渡しを主たる目的としたものかとの質問に対し、滞納も当然ありますが、このまま放置しておきますと、住宅自体が老朽化していることもあり、早急に明け渡しを願い、次の方にお貸しできる状態に持っていきたいのが趣旨でありますとの答弁がございました。

裁判にすると本人あてに訴訟通知が送られますが、今回のケースは手紙が届かないと思われる。当然受け取りがないわけでありますから裁判所に返ってくることにはなりますが、その場合はどのような裁判になるのかの質問に対し、今回、既に9月の時点で契約解除の通告を現在地の住所に出していただいております、それに対し告示等もして、法的に認められております。1月に裁判所に訴状を出すわけですが、本人が見えない中で裁判が進められるということになり、口頭弁論日を決め、当方の一方的な口頭弁論をさせていただき、裁判所が判決をするということでありますとの答弁がございました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました6議案の審査の内容と結果の報告を終わります。

議長（宇野昌康君） 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

御迷惑をおかけしました。すみませんでした。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（午前10時15分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時16分)

議長(宇野昌康君) 以上をもちまして、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。大変御迷惑をおかけしました。

これより討論、採決に入ります。

議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第62号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第63号 大口町手数料条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 今回の改正については、反対の立場から討論をさせていただきます。

手数料については、特定の者についてする事務については手数料を徴収することができるという規定が地方自治法であるわけでありましてけれども、この印鑑を登録する事務、これそのものは手数料を徴収すべきものではないというふうにされておりますけれども、執行部は、印鑑登録証の実費が170円かかっているから、それについては政府の方も、要綱等でその実費を徴収することは差し支えないとしているからいいんだということであります。

今、周辺の自治体はといいますと、犬山が有料化をしている。一宮も有料化をしているけれども、一宮は弁償金という形で行っているという御説明がありました。印鑑を登録する事務そのものは、特定の者に対する事務ではないわけでありましてけれども、実費がかかっているから、それは取ってもいいんだということでありましてけれども、例えば国民健康保険証や、あるいは母子手帳や、いろんなものを実費をかけて住民の皆さんに交付をしておりますが、一々そういうものに対して、実費がかかっているから、その実費分をいただくんだという物の考え方は、私は妥当ではないというふうに思っているのであります。

強いて言うのであれば、一宮市のように、一度登録証を発行したけれども、再度印鑑を変え

るとか、あるいは紛失したために再交付を求めた場合には、そのことについて弁償していただく。再交付については実費を負担していただくということなら理解ができないこともないわけでありまして、今、大口町の財政状況が極めて恵まれている状況にある。こういう状況にかんがみても、今度の手数料を徴収することについては理解がしがたい。

なお、今、中学校の建設問題等で住民の皆さんに多大な御迷惑をかけている執行部の責任のあり方が問われているやさきに、新たに住民の皆さんからこのような手数料を徴収するということは、私は到底容認できるものではありません。

以上で反対討論とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 議案第63号 大口町手数料条例の一部改正について賛成の討論をさせていただきます。

印鑑登録証明事務につきましては、印鑑の登録及び証明に関する事務が正確で迅速に手続され、住民の利便の向上と取引の安全に寄与し、市町村の事務手続の合理化を図るため、昭和49年2月に自治省が印鑑登録証明事務処理要領を示し、事務処理のあり方について基準を明確にし、新しい制度に移行しました。

この基準の中で印鑑登録証の交付手数料については、印鑑の登録と同時に印鑑登録証を交付することは特定個人の利便になるものであるため、印鑑登録証作成の実費に相当する額を徴収することができるかとされており。これに基づき、印鑑登録証交付手数料は、大口町印鑑条例第7条に規定する印鑑を登録したときに有料とし、同条例第8条に規定する印鑑登録証の再交付については除外されており。

交付手数料額200円については、印鑑登録証の作成にかかる原材料費、事務費等実費を標準として、他の手数料等との均衡を考慮し、その内容は適正なものであり、印鑑登録されたものを保管する事務にかかる経費は除かれた交付手数料額となっており、適切なものであると判断いたします。

なお、印鑑登録証明事務は、広く住民の権利、義務の発生や変更などについて必要となり、利用されているため、その重要性は大きく、行政上の必要のために行われるものではなく、住民に必要なサービス提供ができるよう要望し、賛成の討論とします。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第63号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(宇野昌康君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。
議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。
続いて、議案第64号の採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、討論に入ります。
ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 議案第65号の反対討論をさせていただきます。

今、高齢者の皆さん方を取り巻く環境は、非常に大変な環境だというふうに思います。税制面では、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、それから定率減税の廃止、こうしたことが行われております。また、これに連動して介護保険料や国保税の負担増、こうしたことなども現実には押しつけられているところであります。

今回は、73歳、74歳の医療費の1割軽減を廃止することですけれども、さらにこの軽減がなくなれば、高齢者の負担はふやされることとなります。健康福祉常任委員会では、これを廃止するのならば救済措置を設けてはどうかという意見も同僚の委員から出ましたけれども、町はこれは考えていないという冷たい御答弁であったことは先ほどの委員長報告でも明らかであります。

当面は70歳から74歳の医療費については、委員会の答弁では1年間という言い方をしておったと思うんですが、1割負担のまま凍結をするということには一応なっておりますが、しかし、この先どうなるのかわからないので、国の動向を見守るとも答弁しておられます。私は、今後とも高齢者に医療費の負担増をしないように、ぜひ求めていきたいと思っております。そうした意味で、私はこの議案を反対させていただきます。以上です。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（宇野昌康君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） それでは、議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例廃止については、平成20年4月からの医療制度の改革の中で、高齢者に対する医療制度については後期高齢者医療制度の創設、医療保険における自己負担の見直し等が実施される予定ではありますが、これらの趣旨は、高齢者の医療費が高齢化の加速及び医療の高度化により年々増大している状況から、現役世代と高齢者世代の負担の明確化・公平化を図り、将来にわたり持続可能で安定的な医療保険制度を構築していく上において適正なものと考えます。

こうしたことから、単身高齢者に対する福祉給付金制度の存続等を要望し、この議案に対し賛成するものであります。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第65号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第66号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第67号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第68号の反対討論をさせていただきます。

私は、指定管理者制度、これをすべてが悪いというふうには思っておりません。大口町内においても指定管理者の第1号である福祉会館等の管理におきましては、地域の住民の皆さん方が自主的な立場で管理をしておられる、そういう部署もあるということで、私はそういうものにおいては非常に有効なものだという認識もしております。

ところが、問題点は幾つもあるんですけども、業者に指定管理をさせるということになりますと、大きな業者がさまざまな施設を独占的に、そして広域で管理するようになるということも、これから懸念されるところであります。

それからもう一つは、委員会の中でも指摘させていただきましたが、事故等があった場合、その責任は住民から見ると非常に不透明であることです。現に埼玉県のあるプールで子供が水死された事件がありましたけれども、その事件においても安全管理の責任は業者なのか自治体なのか、これが全く住民の目線からは明確になっていない、こういうことから明らかであります。

それからもう一つは、そこで働く人の賃金の問題です。安く管理させようとするれば、人件費を削る方に当然目が向くわけでありまして。私は、これは新たなワーキングプアを生み出す可能性があるというふうには思っております。今の働く人たちの労働雇用の問題は、説明の中では当然法令は遵守させていくんだという答弁がありましたけれども、もともとその法令そのものの賃金の基準が低いために、働いていても食べていけない、そういう人が今どんどんふえていております。そうした安く働かされる人、こうしたものを導入することがきっかけとなってそういう人がこれからどんどんふえていく、そういう点で私は非常に問題があるというふうに指摘をさせていただきます。

以上の点から、この議案第68号につきましては、反対とさせていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一

部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

この条例の一部改正は、健康文化センターの管理及び運営を平成20年4月1日から指定管理者が行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

指定管理者制度は、公の施設の管理・運営に民間企業やその他の団体等のノウハウを活用し、住民サービスの向上、あるいは経費の節減を図ることを目的に、平成15年に創設された制度です。本町では、平成16年2月から憩いの四季で導入されております。

今回、指定管理者制度を導入する健康文化センターは、利用料により運営管理を行う収益的施設があることと、類似施設を運営する民間事業者があり、ノウハウを活用できること、管理・運営の一元化により、利用者へのサービス向上、あるいはコストの削減が期待できることなどから指定管理者制度になじむ施設と考えられます。

よって、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第68号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第69号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第70号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第71号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第72号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第73号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 議案第74号について反対の討論をさせていただきます。

まず、私どもは、この後期高齢者医療制度そのものに反対の立場であります。4月実施は、直ちに中止し、この制度そのものの撤回を求めたいというふうに思います。

先進諸国の中でも、高齢者だけを抜き出し、そして保険料を徴収し、医療抑制を加えるという制度というのは、今回、この制度が先進諸国の中でも初めてのことだそうであります。こういう制度をつくるのは日本だけです。集めた税の使い方を変えれば、こんなことをしなくても私は済むのではないかなあというふうに思っております。

以上の理由で、今回のこの議案第74号については反対の討論とさせていただきます。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 議長さんのお許しをいただきましたので、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成17年12月に決定された医療制度改革大綱の中で、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて、負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものであり、その運営は、都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合が担うことになっていると理解しております。

愛知県におきましても、本年の3月20日に県内の全市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が設立され、同年3月末までに全国の都道府県において広域連合が設立されたところでもあります。

また、11月20日には広域連合議会が開催され、その中で愛知県の後期高齢者医療制度の保険料などが審議され、後期高齢者医療に関する条例が可決・成立されたところでもあります。

今回の広域連合規約の変更につきましては、宝飯郡音羽町及び同郡御津町が豊川市に編入合併することに伴う変更であり、適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。

議長(宇野昌康君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第74号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(宇野昌康君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第75号 大口町道路線の廃止について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第75号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第76号 大口町道路線の認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第76号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第77号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

会議の途中ですが、10時55分まで休憩といたします。

(午前10時43分)

副議長(倉知敏美君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時55分)

副議長(倉知敏美君) ただいま議長は、急に体調不良になられまして、お医者さんの方へ行かれましたので、かわりに私が務めさせていただきます。どうぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

諮問第1号について(討論・採決)

副議長(倉知敏美君) それでは、日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、諮問第1号の採決に入ります。

諮問第1号については、町長の御推薦のとおり、吉村千鶴君を適任とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は吉村千鶴君を適任とすることに決定いたしました。

議員提出議案第7号から議員提出議案第10号までについて(提案説明・討論・採決)

副議長(倉知敏美君) 次に日程第4、議員提出議案第7号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書提出についてから、議員提出議案第10号 地方税財源の拡充についての意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第7号及び第8号について、鈴木喜博君、説明願います。

9番(鈴木喜博君) それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第7号

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月18日提出

提出者 大口町議会議員 鈴木喜博
賛成者 大口町議会議員 吉田正
" 大口町議会議員 酒井廣治
" 大口町議会議員 丹羽勉
" 大口町議会議員 木野春徳
" 大口町議会議員 齊木一三
" 大口町議会議員 倉知敏美

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、その結果として医療費を抑制する効果があることが「8020推進財団」等の調査・研究で実証されている。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科治療を受けにくくなっている。「国民生活基礎調査」によると、「歯が痛い」が75万2千人、「歯ぐきのはれ・出血」が47万6千人、「かみにくい」が21万8千人と歯科疾患の自覚症状がある国民は144万6千人いるのに、歯科治療を受けているのは95万9千人で、約3割が通院を控えている。国民は患者負担を減らしてほしいと切望している。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、保険でより良く噛める入れ歯を作ることや、歯周病の治療・管理をしっかりと行うことが難しくなっている。そのうえ歯科では、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などが普通に行われているが、過去30年にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていないため、「保険の利く範囲を広げてほしい」という声が、患者・国民の一番の願いとなっている。

したがって国におかれましては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でより良い歯科治療を確保するため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 患者の負担を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。

3 安全で普及している歯科技術を保険が利くようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長 河野 洋 平

参議院議長 江 田 五 月

内閣総理大臣 福 田 康 夫

財 務 大 臣 額 賀 福 志 郎

厚生労働大臣 舩 添 要 一

議員提出議案第8号

看護職員確保法の改正を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月18日提出

提出者 大口町議会議員 鈴木 喜 博

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正

〃 大口町議会議員 酒 井 廣 治

〃 大口町議会議員 丹 羽 勉

〃 大口町議会議員 木 野 春 徳

〃 大口町議会議員 齊 木 一 三

〃 大口町議会議員 倉 知 敏 美

看護職員確保法の改正を求める意見書

今、看護の現場は、過酷な勤務実態、仕事に追われ満足な看護ができないジレンマの中で離職が相次ぎ、看護職員不足は深刻な問題であり、安全で行き届いた看護を実現するために、増員と離職防止は切実な課題となっている。

「看護師等の人材確保の促進に関する法律（看護職員確保法）」が1992年に制定され、人員確保に一定の効果を上げてきたが、さらに看護職員の確保と離職防止に有効な施策へと強化することが求められている。

現行法を、 月8日以内夜勤など夜勤の最低規制に強制力を持たせる、 看護職員確保法の

現行「基本指針」を「看護職員確保計画」に改め、国と自治体を中心となって看護師確保を計画的に進める仕組みを作るなどの改正が必要である。

第166回通常国会でも、「医師・看護師など医療従事者の大幅増員」「看護職員は、夜間は患者10人に1人以上、日勤時は患者4人に1人以上」「夜勤日数を月8日以内に規制するなど看護職員確保法の改正」を求める請願署名も採択されている。

よって政府におかれましては、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 福田 康 夫
厚生労働大臣 舩 添 要 一
文部科学大臣 渡 海 紀三朗
総 務 大 臣 増 田 寛 也

以上でございます。

副議長(倉知敏美君) 続いて、議員提出議案第9号について、酒井久和君、説明願います。

13番(酒井久和君) 副議長の御指名をいただきましたので、議員提出議案第9号について朗読をもって説明をさせていただきます。

議員提出議案第9号

道路整備の促進と財源の確保についての意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月18日提出

提出者 大口町議会議員 酒 井 久 和
賛成者 大口町議会議員 宮 田 和 美
" 大口町議会議員 土 田 進
" 大口町議会議員 齊 木 一 三
" 大口町議会議員 吉 田 正 輝

道路整備の促進と財源の確保についての意見書

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は全国各地域が長年にわたり等しく熱望してきております。

本町は、高速道路小牧インターチェンジに近隣し、国道41号、155号の2本の国道が通過するという恵まれた立地条件のもとに内陸工業地域として発展を続けているところであります。このように、道路に対する依存度が非常に高いにもかかわらず、重要路線である国道41号、155号は慢性的な渋滞を引き起こしており、そこにつながる県道、町道も同様な状況であり、町民生活や経済・社会活動に大きな障害となっており、その整備促進は喫緊の課題であり町民の切なる願いであります。

これに応えるには、国道をはじめとし、生活に密着した県道、町道に至るまで着実な整備が必要です。

よって、国におかれましては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望します。

記

1. 道路特定財源は、受益者負担という制度の本来の趣旨を尊重し、一般財源化や転用することなく、すべて道路整備を強力に推進するために充てること。
2. 国民の道路整備に対する期待に応えるべく、道路整備中期計画を計画的かつ着実に推進すること。
3. 地方の道路整備が滞ることなく着実に進むよう、地方の道路整備財源について、充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	福田康夫
財務大臣	額賀福志郎
国土交通大臣	冬柴鐵三

以上でございます。

副議長(倉知敏美君) 続いて、議員提出議案第10号につきまして、柘植満君、説明をお願い

いたします。

3番（柘植 満君） 議員提出議案第10号について朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第10号

地方税財源の拡充についての意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月18日提出

提出者	大口町議会議員	柘 植	満
賛成者	大口町議会議員	田 中	一 成
〃	大口町議会議員	岡	孝 夫
〃	大口町議会議員	鈴 木	喜 博
〃	大口町議会議員	倉 知	敏 美
〃	大口町議会議員	酒 井	久 和
〃	大口町議会議員	吉 田	正 輝

地方税財源の拡充についての意見書

現在、国は地方間の税源の偏在是正の観点から、地方法人二税を見直し、都市部の税収を地方に振り向ける議論を進めている。

しかしながら、そもそも現在の地方財政の疲弊は、三位一体改革時に税源移譲とは無関係に行われた5兆1千億円にも及ぶ地方交付税の大幅削減に起因するものであり、今回の地方法人二税の見直しは、地方の自主・自立の行政財政運営を妨げ、地方分権に逆行する議論と言わざるを得ない。

また、今回の地方法人二税の見直しは、受益に応じて負担する地方税の原則をないがしろにするものであり、これまでに地方が行ってきた企業誘致による税源涵養努力を無にするものである。

よって、国におかれては、真の地方分権の実現に向けて、国と地方の役割を明確にした上で、地方が役割に応じた税財源を確保するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 地方法人二税の見直しをやめ、大幅削減によって財源保障・財源調整機能が低下している地方交付税の復元・充実を図ること。

- 2 地方交付税の特別枠など地域間格差への対応は、不交付団体の超過財源ではなく、国の責任と財源において行うこと。
- 3 地方の自主性と自立性を高める権限移譲を行うとともに、地方税の原則を踏まえた国から地方への税源移譲を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 福田 康 夫
総務大臣 増田 寛 也
財務大臣 額賀 福志郎

以上です。

副議長(倉知敏美君) お諮りをいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号から第10号までについては、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第7号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第7号の採決に入ります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号 看護職員確保法の改正を求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第8号の採決に入ります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第9号 道路整備の促進と財源の確保についての意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（倉知敏美君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 道路整備の促進と財源の確保についての意見書提出について、反対の討論をさせていただきます。

今、国も地方も大変厳しい財政事情があり、行財政改革というのが至上命題となっているところであります。

道路特定財源については年間約6兆5,000億円、これを一般財源化することが行財政改革の目玉であるということは与野党共通の認識であります。昨年度はこの道路特定財源の一般財源化が実質的に1,800億円しかやらなかったということで、批判も浴びたところでもありますけれども、新たに国土交通省は、この道路特定財源のすべてを道路建設に充てるという10年計画を持ち出しました。10年間で65兆円の道路整備をやるんだということでありましたけれども、さすがに厳しい批判に遭って、福田首相はこの精査を求めたところでもあります。そして、65兆円の10年間における道路整備計画を59兆円に削減をして、6兆円を新たな財源に確保するかに見えましたけれども、総選挙等を意識して、そのうちの2兆5,000億円は高速道路の値下げなどに使う、あるいは、地方の道路整備のために無利子の予算枠を5,000億円つくって、地方の要望にこたえるかのような予算の振り分けをして、事実上、一般財源化は、前年度同様1,800億円程度にとどめました。このことについては、中日新聞、あるいは産業界を代表すると言われている産経新聞等々が主張で、余りにもひどい内容だということで批判をしているところでもあります。

もともとこの道路特定財源は、田中内閣のころにヨーロッパ等に見習って道路整備が全国で必要だということから生まれた特定財源でありますけれども、今年年々の社会保障費が自然増だけでも2,000億円以上、こうしたことから高齢者の皆さんにも応分の負担をとということで大変な負担がかけられている、そういう状況もあります。

既にこの道路特定財源の使命は終わり、真の行財政改革を進める上でも一般財源として、道

路整備が必要であれば、正々堂々と一般財源の中で振り分けるべきでありますし、そして少子・高齢化、そして行財政改革が必要だという中で一般財源化を促進すべきものであり、これを道路特定財源として固定することは国民の意に反するものであります。真の行財政改革は、与野党ともに共通の理念を持って、この一般財源化を進めようという論議も進められている折に、地方の議会からそのことを拘束するような意見書を提出することは甚だ遺憾であり、反対をさせていただくものであります。

副議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（倉知敏美君） 土田進君。

8番（土田 進君） 私は、道路整備の促進と財源の確保についての意見書の提出について、賛成の立場で発言をさせていただきます。

町内では、本年、これまでに4名の方が交通事故により亡くなっており、そのうち3名が高齢者ということです。特に上小口での事故の原因が、歩道が非常に狭く、慢性的に渋滞する県道を避けてのことだとお聞きをし、道路整備のおくれが不幸な事故を引き起こしてしまい、まことに残念に思います。

大口町の道路事情は、重要路線である国道41号、155号は慢性的な渋滞を引き起こしており、また県道も町道も、朝夕のラッシュ時には何十メートルも車が数珠つなぎになり、そうした渋滞を避ける車が生活道路にまで入り込むようになり、通学する児童・生徒、またお年寄りの方々が危険にさらされており、いつまたこうした不幸な事故が発生するか心配をする声が絶えません。

事故防止のためにも、まだまだ立ちおけている町内の道路整備を促進しなくてはなりません。そのためには、今後とも着実な道路整備のための安定的な財源の確保と、地方の道路整備財源の充実強化が必要であると考えますので、この意見書提出について賛成するものであります。

副議長（倉知敏美君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第9号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（倉知敏美君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第10号 地方税財源の拡充についての意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第10号の採決に入ります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号から議案第86号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

副議長(倉知敏美君) それでは、日程第5、議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第86号 大口町立大口中学校新築工事(第2工区)請負契約の変更についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加議案の説明をさせていただきます。

議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国家公務員に準じた職員の給与改定を実施することに伴う一部改正であります。

次に、議案第79号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第5号)であります。歳入歳出それぞれ9,400万円を増額し、総額113億4,188万6,000円とするものであります。

次に、議案第80号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)であります。歳入歳出それぞれ771万5,000円を減額し、総額7億9,130万3,000円とするものであります。

次に、議案第81号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)であります。歳入歳出それぞれ385万9,000円を増額し、総額19億1,240万2,000円とするものであります。

次に、議案第82号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出それぞれ87万4,000円を増額し、総額9億8,950万5,000円とするものであります。

次に、議案第83号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出それぞれ7万1,000円を増額し、総額2,577万円とするものであります。

次に、議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定についてであります。大口町健康文化センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号 大口町立大口中学校新築工事(第1工区)請負契約の変更について及び議案第86号 大口町立大口中学校新築工事(第2工区)請負契約の変更についてであります。それぞれの工事の設計変更に伴い、請負金額を変更するものであります。

以上、追加上程をさせていただきました9議案の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

副議長（倉知敏美君） 議案第78号から議案第84号までについて、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 副議長さんの御指名をいただきましたので、議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定についてまで、順次その内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第1条、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、7ページ、新旧対照表をお開きください。

今回の条例改正につきましては、既に御承知のこととは思いますが、人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて町職員の給与改定を提案するものであります。その内容は、大きく一つに、若年層の給料月額引き上げ、二つに、扶養手当引き上げ、そして三つに、期末・勤勉手当引き上げであります。具体的には、本条例の第12条で規定をしております扶養親族について、原則一律に1人につき6,500円と手当をするものです。

8ページをお願いします。

次に、第21条では勤勉手当について規定をしており、その支給割合を100分の72.5から100分の77.5に引き上げるものです。

次に、9ページ以降20ページまでは第4条及び第7条関係の別表第1及び別表第2の改正であります。1級主事・主事補職、2級主事職の階層を、それぞれ月額1級は約2,000円、2級は約1,300円引き上げるものです。

5ページへお戻りください。

下から2行目になりますが、第2条、大口町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。この改正は、勤勉手当の改正を19年度は12月支給分で100分の72.5を100分の77.5に改正をいたしますが、年間の勤勉手当の支給の割合の均衡を保つため、100分の150を平成20年度以降、6月及び12月の支給月に均等に100分の75ずつ支給するための改正であります。

それでは、6ページをお願いします。

附則。施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（大口町職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第21条第2項第1号の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定（条例第21条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は平成19年12月1日から適用する。

平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給、第3項、平成19年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、町長の定める職員の、同条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用または異動の日における号給は、町長の定めるところによる。

施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整、第4項、施行日から平成20年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

給与の内払い、第5項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

委任、第6項、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

なお、21ページには改正の第2条関係の新旧対照表を、そして22ページには今回の改正要旨に添付をさせていただきましたので、参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第79号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第5号）について、その内容の説明をさせていただきます。

一般会計の補正第5号の補正額は9,400万円の増額であります。その歳出の内訳は、さきの議案第78号の給与条例の改正によるものに、平成19年4月1日及び同年7月1日付の人事異動による組み替え、さらに育児休業等の職員の個別事由によるもので313万8,000円の減額、時間外勤務手当の追加405万円及び臨時職員の社会保険料の追加41万5,000円、特別会計への繰り出しの減額291万1,000円、並びに27ページ、28ページをお開きください。

款10.教育費、項5.保健体育費、目2.体育施設費、補正額として9,490万1,000円の増額。そ

の内容は、上小口三丁目地内、わかしゃち国体記念運動公園の用地購入費9,477万1,000円で、2筆で面積は2,763平方メートル、単価につきましては1平方メートル当たり3万4,300円であります。そして、これに係る消耗品、印紙代6万円及び登記関係委託料7万円であります。

また、これらに対する財源といたしましては、7ページ、8ページをお開きください。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目1.財政調整基金繰入金の追加で9,400万円計上し、29ページ、30ページには、款14.項1.目1.予備費で68万3,000円ほどの調整のため追加をするものであります。

事項別明細書7ページ、8ページには歳入、9ページから30ページまでは目的別の歳出、職員給与費等を、31ページから36ページまでは給与費明細書であります。

以上で、議案第79号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第5号)の説明とさせていただきます。

次に、議案第80号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、その内容の説明をさせていただきます。

本特別会計の補正額は771万5,000円の減額で、内訳は、今回の給与条例の改正、職員の人事異動に伴う組み替え及び育児休業に伴うものであります。その財源は、全額一般会計からの繰入金を減額するものです。

事項別明細書6ページ、7ページに歳入、8ページ、9ページには歳出、10ページから14ページまでは給与費明細書であります。

以上で、議案第80号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

次に、議案第81号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、その内容の説明をさせていただきます。

今回の補正額は385万9,000円の増額でありまして、その内訳は、給与条例の改正、時間外勤務手当の追加及び人事異動に伴う組み替えであります。そして、その財源につきましては、全額一般会計からの繰入金の追加であります。

6ページ、7ページには事項別明細書の歳入、8ページ、9ページには同じく歳出、10ページから14ページまで一般職に係る給与費明細書であります。

以上で、議案第81号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

次に、議案第82号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、その内容の説明をさせていただきます。

補正額は87万4,000円の追加であります。その内訳は、8ページ、9ページ、款1.項1.目1.

一般管理費のうち職員給与費の追加でありまして、給与条例の改正及び人事異動による組み替えであります。

6 ページ、7 ページには歳入、全額一般会計からの繰入金の追加であります。

8 ページ、9 ページには歳出の事項別明細書、そして10ページから14ページまで一般職の給与明細書であります。

以上で、議案第82号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第83号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）について、その内容の説明をさせていただきます。

今回の補正額は7万1,000円の追加でありまして、給与条例の改正に伴い、8 ページ、9 ページ、款1.項1.目1.一般管理費のうち、職員給与費の補正を行うものであります。この財源は、他の特別会計と同様、一般会計からの繰入金で全額を賄うものであります。

6 ページ、7 ページは事項別明細書の歳入、8 ページ、9 ページには同じく歳出、そして10ページから以降14ページまで一般職に係る給与明細書であります。

以上で、議案第83号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定について、その内容の説明をさせていただきますので、1 ページ、別紙をごらんください。

健康文化センターの指定管理につきましては、生涯学習課、健康課及び行政課の3課にかかわるわけではありますが、具体的には本年の7月以降協議を重ね、9月26日からの公募要項の配付に始まり、10月12日には公募のあった21団体に対する説明会の開催、10月22日及び23日の2日間、申請書の受け付けを行い、7団体から申請をいただきました。

さらに、大口町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第14条の規定に基づく審議会を、任命しました5名の委員さんによって設置、開催をいただきました。

また、11月2日には町長から諮問がされ、ヒアリング、審査等、3回の会議を開催いただき、健康文化センター指定管理者としてふさわしい団体について、11月29日、審議会会長より答申をいただきました。

また、この間、所管の総務文教及び健康福祉委員会協議会へは、随時経過報告を行ってまいりました。

その結果、本日、別紙に定めます大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例第2条で規定をしております大口町健康文化センターを平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3ヵ年、マーメイド・技研 ほほえみプラザ共同体を指定管理者として、大口町公

の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

副議長（倉知敏美君） 続いて、議案第85号及び議案第86号について、教育部長、説明願います。

教育部長（鈴木宗幸君） それでは、議案第85号 大口町立大口中学校新築工事（第1工区）請負契約の変更について説明をさせていただきます。

第1工区の工事につきましては、平成18年9月13日に指名競争入札を執行し、清水建設名古屋支店に落札、9月議会最終日の26日、契約議決をいただいております。契約金額につきましては27億3,000万円で、工期は平成18年9月29日から平成20年2月29日までとなっております。

この議案に関連いたします議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについては、12月6日議決をいただき、まことにありがとうございました。

これに伴い、請負に変更が生じております。地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、今定例議会に追加議案としてお願いするものであります。

統合中学校建設特別委員会、議会議員全員協議会等々で御説明をさせていただきましたとおり、工事に際し、黒川紀章建築都市設計事務所にて建築基準法での対応等による設計変更が余儀なくされたものについては、現契約内での部材の品質を変えることなく、仕様を変更すること等で対応していただきましたが、新たに安全対策等の面において、14項目ほどの内容について変更追加の必要性が生じてまいりましたのでお願いするものであります。

1. 契約の目的、大口町立大口中学校新築工事（第1工区）。2. 契約金額、変更前、金27億3,000万円、変更後、金27億9,158万2,500円。変更後の27億9,158万2,500円につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。この資料により説明をさせていただきます。

参考資料、第1工区、変更設計内訳書でございます。

表中、左側中央部分の（A）設計金額でございますが、28億7,196万円、これが当初の税込み設計金額であります。これに対し、下段の（D）が、先ほど説明をしました当初契約金額の27億3,000万円であります。

次に、変更の件でございますが、表中、右側の中段部分（A1）が、変更後の税込み変更設計金額29億3,674万5,000円であります。

変更契約金額、（D1）になりますが、この算出方法につきましては、表の下の計算式のとおりであります。

(B 1) の変更後の税抜き設計金額に請負率、これは (E) の税抜き契約金額、いわゆる入札額に相当いたしますが、これを (B) の税抜き設計金額で除した額を掛け合わせますと、(E 1) の税抜き変更契約金額が算出されます。この金額に (F 1) の消費税相当額を加算いたしますと、(D 1) の変更契約金額27億9,158万2,500円となります。

なお、表中の編みかけ部分の数値につきましては、設計及び契約に対する変更差引増減額でありまして、(D 1) の契約増額金額は6,158万2,500円となります。

前のページにお戻りください。

3. 契約の相手方、名古屋市中区錦一丁目3番7号、清水建設株式会社名古屋支店 専務執行役員支店長 吉田和夫。

以上で、議案第85号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第86号 大口町立大口中学校新築工事(第2工区)請負契約の変更について説明をさせていただきます。

第2工区の工事につきましては、本年6月13日に制限付一般競争入札を執行し、五洋建設株式会社名古屋支店に落札、6月議会最終日の19日に契約議決をいただいております。契約金額につきましては8億3,475万円で、工期は平成19年6月22日から平成20年12月10日までとなっております。

議案第86号も議案第85号と同じく、議案第61号 専決処分(大口町一般会計補正予算)の承認を求めることについてと関連してございます。

これに伴い、請負に変更が生じております。地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、追加議案としてお願いするものであります。

第2工区につきましては、統合中学校建設特別委員会、そしてまた議会議員全員協議会等々で御説明をさせていただきましたとおり、プールの現場において、大量の地下水並びに砂利採取による地盤軟弱対策等で4項目ほどの内容について変更追加の必要が生じてまいりましたのでお願いするものでございます。

1. 契約の目的、大口町立大口中学校新築工事(第2工区)。2. 契約金額、変更前、金8億3,475万円、変更後、金9億3,682万1,550円。変更後の9億3,682万1,550円につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。参考資料の変更設計内訳書(第2工区)を添付させていただきます。この資料により説明をさせていただきます。

表中、左側中段部分の(A)8億4,409万5,000円、これが当初の税込み設計金額であります。これに対し、下段の(D)が先ほど説明をしました当初契約金額の8億3,475万円であります。

次に、変更の件であります。表中、右側中段部分の(A1)が変更後の税込み変更設計金

額で9億4,731万円であります。

変更契約金額、(D1)になります。その算出方法につきましては、先ほど同様、表の下の計算式のとおりでございます。

(B1)の変更後の税抜き設計金額に請負率、これは(E)の税抜き契約金額、いわゆる入札額に相当しますが、これを(B)の税抜き設計金額で除した額を掛け合わせると、(E1)の税抜き変更契約金額が算出されます。この金額に(F1)の消費税相当額を加算いたしますと、(D1)の変更契約金額9億3,682万1,550円となります。

なお、表中、編みかけ部分の数値につきましては、設計及び契約に対する変更差引増減額でありまして、(D1)の契約増額金額は1億207万1,550円となります。

前のページへお戻りください。

3. 契約の相手方、名古屋市中区錦三丁目2番1号、五洋建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 山下純男。

以上で、議案第86号の説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

副議長(倉知敏美君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

(午前11時55分)

議長(宇野昌康君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後2時20分)

議長(宇野昌康君) 議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 勤勉手当が0.05ヵ月分アップになるということでありまして、民間では一般的にボーナスと言われております。公務員の皆さんは期末・勤勉手当、合わせて一般的に言われるボーナスになるわけでありまして、改正前と改正後で期末・勤勉手当を合わ

せますと何ヵ月分から何ヵ月分になるのか、御説明願いたいと思います。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 改正後ですけど、12月期に2.375月支給させていただきます。それから、明けて平成20年度ですけど、6月期が2.15月、12月期が2.35月、合計4.5月支給されます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） これは、改正後こうなるということですね。改正前もちょっと御説明をいただきたい。この人勤の給与の引き上げに伴う特別職についての諮問等は、今後どうなるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 改正前ですけど、12月期で2.325月支給されております。

それからもう1点、特別職の報酬等審議会ですけど、来年の1月21日に開催させていただきます。よろしく願います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 給料表のことでお伺いしておきます。

行（一）については1級から3級、それから行（二）については1・2級、今回、ベースアップが図られたわけですが、そうすると、例えば行（一）の場合、3級と4級の部分というのが、非常にこれまでと違って近い金額に私はなっていくんじゃないかなあというふうに思いますけれども、行（二）の場合ですと2級と3級の間が非常に近い金額になっていくということで、これはこういうことで整合性が保てるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 給料表の改定につきましては、提案のときにも、また先ほどの全協の中でも御説明を申し上げましたが、今回の人事院勧告につきましては、若年層の給与に焦点を当て、給料月額を改正するものでありまして、本町の場合ですと、1級、2級についてはそれぞれ給料月額が上がりますが、3級については実質改定はあるものの、月額として金額的なプラスアルファはございません。ですから、今、御心配の向きというのはクリアができておるといふふうに思っていますし、そういう前提で人事院勧告、あるいは県における人事委員会での今の勧告がされたというふうに理解をいたしております。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) これをもって議案第78号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第79号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第5号)の質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 上小口グラウンドの用地買収の件でありますけれども、今回出された鑑定評価どおり、1平米当たり3万4,300円で買収をすると先ほどの全員協議会で御説明がございました。鑑定評価書の中には、砂利採取をやった跡地であるということから、市場性の減退をマイナス5%にしておりますね。しかし、中学校用地の場合には、砂利採取跡地ということで、隣接する通常の用地の10%減ということで大口町は用地を買収しております。鑑定評価書の中には、砂利採取跡地であって、この跡地の地盤について再工事が必要かどうかについては専門的な調査を得なければ鑑定は困難であるということ、そのことについては専門的な調査をしなければわからないという文章で表現をされているところであります。私は、正確にこの用地の価格を決定するに当たっては、この鑑定書のとおり、専門的な調査を行ってから価格の最終決定をするのが最も妥当で正確な方法だろうというふうに思うわけでありますけれども、本会議での私の質疑に対して、地主さんは早くこれを売却したいという事情がありがたいのだということで、急いで買収をしてやりたいという意向を示されました。そういう事情があれば、仮契約、仮払いというような形をとって、その間に専門家による正確な調査を受けるべきであるというふうに御指摘をしたわけでありますけれども、それはやらずに、今回出された鑑定評価額で買収をするというふうに町長は答弁されているところであります。整合性のある公平な、私は対応をしていかなければならないというふうに思うわけでありますけれども、地主さんが急いでいるということで仮契約、仮払いということも嫌だということであれば、中学校用地買収と同等に、砂利採取跡地については、10%評価をマイナスして、そして買収をするということが一貫性があり、私は公平なやり方ではないかというふうに思うわけでありますけれども、そのことについて改めて見解を伺います。

議長(宇野昌康君) 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長(三輪恒久君) 鑑定という話でありますけれども、教育課の方は10%落とした、それから生涯学習課の方は5%だというふうに今説明をされたわけですが、教育課はそもそも変動率を出して、単純に平米当たり1,000円を落としたということあります。私どもの鑑定の5%は、3万7,300円に、100マイナス5%をやりますと0.95になります。0.95を3万7,300円で掛けますと1,900円程度下がるわけです。ですから、平米当たりざっ

と2,000円下がっている形になりますので、そのあたりは教育課の算定方式とは若干違いますが、既にそういうことが加味されまして5%、金額にしてみますと平米当たり1,900円が落ちてきておるといふものであります。

議長（宇野昌康君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 一般質問等々の議論の中で聞いて疑問に思ったことは、これは宅地で評価しているんですね。それとも、もとの土地である田んぼで評価しているのか、そこら辺のところはどうなんですか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 雑種地です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 例えば、この土地については農地転用というのはやっておられるんですか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 当然調整区域でありますので、農地転用をやらなような行政はありません。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そうすると、現状でその土地についての把握、要するに鑑定評価をやっているということですね。

それで、その評価の仕方をもう一度ちょっと確認しておきたいんですけども、その買う土地だけの部分で評価がしてあるということですね。例えば、固定資産税などの評価の方法だと、同じ利用の形態があると、その同じ利用の形態の中で評価をしていくと。だから、その一角なら一角、例えばその公園なら公園、そのものを見て評価していくという方法も私はあるというふうに思うわけですけども、今回の場合は、その買われる部分のところだけで評価をされたということなんですか。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 土地の形は2筆になっております。そこで、隣接する、同じ所有者ではありますけれども、実は子供さんの名義にしてあります。実際的には所有権という問題で税法上は違うわけですけども、買う方はそれを一角地として見ております

ので、またその条件も同じ条件であるということから、鑑定の金額を使って購入するという考え方であります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第79号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第80号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもちて議案第80号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第81号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもちて議案第81号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第82号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもちて議案第82号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第83号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもちて議案第83号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 先ほど全員協議会の折に資料が提出されました。それと、この議案が出てきたことによって、どこの業者に決まったのかということも初めてわかったような次第です。こんな本当にばたばたした状態で審議というのも、私は不本意だなあとということを思っております。

全協で資料をいただきましたけれども、有限会社マーメイド、それから株式会社技研サービス、この2社が共同体ということなんですけれども、私はよくわからないのが、その共同体というのと共同事業体というのと一体何がどう違うのか、ちょっと教えていただきたい。

共同事業体名の代表団体は、ここでは有限会社マーメイドということになっているんですね。そうすると、どうして共同体でこの事業をやられるのか、ちょっと私は理解がよくできないんです。

それからあと、それぞれの会社の従業員のそれぞれ人数が書いてあるわけなんですけれども、有限会社マーメイドにおいては従業員が156人、それから株式会社技研サービスにおいては280人ということなんですけれども、この中に非常勤従業員という方がおられます。これ直近の人員というふうに書いてあるんですが、有限会社マーメイドにおいては130人、それから株式会社技研サービスにおいては191人ということで、有限会社マーメイドにおいてはほとんどが非常勤の従業員で占めてみえる。それから、株式会社技研サービスにおいても3倍ぐらいの非常勤の従業員の方がおられるわけなんですけれども、この非常勤の従業員の方の所属している会社というのは、間違いなくこのそれぞれの会社なんですか。というのは、派遣会社の社員も、例えば従業員の中に含まれているようなことというのはよくある話なんですけれども、派遣会社の従業員の方は、この中には含まれていないんですか。その点についてもちょっと教えてください。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

共同体と共同事業体について、どう違うのかという御質問でしたけど、そこまで聞いておりませんが、想像するに一緒だろうと思います。

それから、団体名がマーメイドになっている理由は何かということでしたけど、この有限会社マーメイド並びに株式会社技研の、今回、窓口になっていただくところが有限会社マーメイドということで御提案がされております。

それから、非常勤従業員の派遣はないかということでしたけど、詳しくは調べておりません。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、ちょっとした会社だと派遣だとか請負だとか、そういう形で、人手が足りないと、その足りないときにそういった人材会社並びに請負会社等々の従業員がその会社へ行って仕事を行うということは、間々あることじゃないかなあというふうに思います。表面的には、これどういうふうに見るのか。非常勤の従業員というのは、ここの会社の従業員であるのかないのか。やはりこういったところも、はっきりさせていく必要があるのではないかなあということをおもうんです。

特にこのマーメイドという会社も滋賀県の会社ですし、技研サービスという会社も岐阜市の会社ですね。現在運営している類似施設名、多分ここに書いてあるところ以上にあるんじゃないかなあというふうに私思うんですけれども、たくさん請け負うことによって、要するに広域化をどんどんしていくわけですけれども、そうした中で目が行き届かない、そういうこともふえてくる、そういうおそれが私は非常に心配です。

さきの議案第68号の健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、指定管理者を導入するという点で反対しましたがけれども、たくさんのところを受けている。そうした中で、この討論の中でも申し上げましたが、埼玉県のパールで女の子が亡くなる、そういう事故も現実にあるわけですので、やはりこうしたことについてもどんどん広域化して、どんどんたくさんのところを受けていく、それによって目が行き届かなくなっていく、そうしたことも十分に勘案していかなければならないのではないかなあというふうに思いますが、そうした点において町はいかようにお考えなんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） サービス、目が行き届かない点があるかどうかという御質問がありましたけど、私どもの方では、総括責任者並びにその下に仕える方と、それからあと4名の方、6名の人員を配置していただくという計画をいただいております。また、緊急時の対応につきましても、提案書の中に網羅してございます。

それとマーメイドにつきましては、先ほども言いましたように、過去10年間、大口町の温水プールで受託してみえました。その結果は、今後とも引き続き継続されるだろうと思われ、生涯学習課を通じて、マーメイド自体、町民に喜ばれるトレーニングセンターを無事維持、運営できるように、指導というか、助言を受けてきたらと思います。その経験を買って、今回、審議会の委員の方で決められたことだと思いますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 3回目になりますけど、総括責任者を入れて6人配置するということですか。その総括責任者になれる方は、当然技研サービスさんか、マーメイドさんか、どちら

かの常勤の従業員の方がなられるわけですね。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 総括責任者の方は、マーメイドか技研ということですけど、恐らくマーメイドの方から配置されるだろうと思っています。よろしくお願いします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第84号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第85号 大口町立大口中学校新築工事（第1工区）請負契約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 3社以上からの相見積もりということで指摘をされておりましたけれども、そのことについてはきちんとやられたんだろうと思いますけれども、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 変更の設計につきましては、刊行物、あるいは物価版等を用いまして積算をいたしておりますが、こうしたものに載っていないものにつきましては、3社から見積もりを聴取し、積算を行っております。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第85号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第86号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第86号の質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第78号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第78号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第79号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第5号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 反対の立場で討論をさせていただきます。

この補正予算の中には、上小口グラウンドの用地を1平米当たり3万4,300円で購入をするということで9,000万余りの予算が計上されているところであります。この用地を取得するに当たっては、鑑定評価を9月に行っているのに基づいているわけでありますけれども、鑑定評価書の中ではこのようにうたっております。土壌の汚染の有無及び地下埋設物の有無についての条項で、過去に砂利採取が行われ、埋め戻し材として建設廃材等が使用されたとの報告がある。ただし、一応の原状回復の工事が行われ云々、そして過去の原状回復工事の成否及び再工事の必要性については別途詳細な専門調査が必要であり、本鑑定評価での判定は困難である。現状での使用には特に大きな問題はないと判断されるため、本鑑定評価では専門調査前段階での対象不動産の価格を査定するものである。ただし、現時点での対象不動産の不確実性は、その市場性に影響を及ぼすものであり、この要因は対象不動産の評価額に反映されるべきものであるとして、地下埋設物の可能性による市場性の減退としてマイナス5%、よって3万7,300円からこの5%分を引き、さらに他の要素を加えて1平米当たり3万4,300円が妥当であると鑑定しているのであります。

ここで、先ほど申し上げたように、過去の原状回復の工事の成否及び再工事の必要性については別途詳細な専門調査が必要であり、本鑑定評価での判定は困難であるとして、そのことについての鑑定はこの価格には含まれていないことを明示されております。よって、正確にこの用地の価格を評価するには専門調査が必要でありますけれども、それをやっているいとまが、地主さんの都合もあり、ないということであれば、さきの中学校用地の砂利採取跡地については、通常用地の10%引きということで買収をされております。今回の場合は、5%引きにとどまっているのであります。これでは公平性に欠ける、一貫性がないと言わざるを得ません。少なくとも専門調査をやるいとまがなければ、さきの中学校用地の買収の際に、砂利採取跡地についてはマイナス10%としたことに準ずるべきでありますけれども、そのことについても指摘をしてまいりましたけれども、そのことについての是正をする意思がないのは甚だ残念であり、

こうしたことについては到底容認することはできませんので、反対をさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 議案第79号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、主に8月8日の国家公務員の給与等に係る人事院勧告に伴い、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引き上げ、子等に係る扶養手当引き上げ、期末・勤勉手当（ボーナス）引き上げを行うものであり、これにより、民間企業の給与水準をより適正に公務の給与水準に反映させるものであります。また、19年度の人事異動に伴う昇給・昇格に係る給与等も補正で計上されております。

予算の施行に当たっては、それぞれの分野において効率的な運営が行われ、適切に処理がされているため、一般会計補正予算（第5号）について賛成するものであります。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第79号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第80号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第81号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第82号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第82号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第83号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第83号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 午前中も申し上げましたけれども、議案第84号 大口町公の施設の指定管理者の指定について、反対の討論を述べます。

私は、午前中の健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論でも申し上げました。指定管理者制度そのものすべてが悪いというふうには私は思っておりませんし、それから選定審議会の委員の皆さん方が選定された結果について、どうこう言うつもりはありません。しかし、指定管理者制度というのは、まだまださまざまな問題がたくさんあるのではないかなあというふうに思います。安易に指定管理にどんどん進んでいく、そういうこ

とであってはならないというふうに申し上げておきます。それは、やはり先ほどの質疑の中でお尋ねしましたけれども、非常勤の従業員が非常に多い、これは私は本当に問題だというふうに思います。そういう意味では、そこで働く人たちの賃金の問題も、やはり公の施設で働かれる方々であるわけですので、当然、自治体としてもそうしたところに目を光らせていく必要があると思うんです。大口町が予定していた指定管理料よりも安かった高かった、ただそれだけで判断するのではなく、そこで働かれる従業員の方の待遇ですね、そうしたものにも町としては目を向けていく必要があったのではないかと。そうしたところの視点も、今回の場合は非常に欠けていたのではないかなあというふうに思います。

そうした点において、私はこの議案については反対の態度をとらせていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第84号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第85号 大口町立大口中学校新築工事（第1工区）請負契約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 私は、議案第85号 大口町立大口中学校新築工事（第1工区）請負契約の変更について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

去る11月12日月曜日開催された統合中学校建設特別委員会において、工事状況の進捗状況の概要説明、一般会計補正予算の対応を申し入れてきた執行部に対しまして、特別委員会の委員から専決処分でなければならないとの指摘を受け、その後の11月22日木曜日開催の全員協議会において専決処分に変更した報告があり、議会から激しい質問が飛び交う中で、酒井町長を除く関係幹部職員からの謝罪がありました。

ようやく12月6日の質疑の中で、酒井町長から、てんまつ書の提出はありませんでしたが、陳謝の言葉を聞くことができました。

いずれにいたしましても、今回問題となっている事件は、法を守るべく公共団体にあるまじ

き手段により勝手に工事を進めたことにあり、このような行為は住民に対する説明責任の欠如と強く受けとめなければならないと考えております。

現在、町幹部職員による調査委員会を設置して、その原因究明のための調査と今後の対応を協議されていますが、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に真摯に取り組むとともに、一刻も早い調査結果を報告する姿勢が望まれます。

そもそも本町にとって、かつてない膨大な予算を投じて建設する大事業にもかかわらず、町の組織が一丸となって取り組むというような体制ではなく、わずかな人数を増員しただけで、平常業務を兼務しながらの業務に無理があると思われまます。

また、第1工区の入札については不調に終わったことから、工期にも無理が出ておりました。

さらに、株式会社黒川紀章建築都市設計事務所の事前調査不足を指摘する声も大きい中、調査委員会のより真剣な報告が重要になっております。

したがって、本来、このような議会軽視には断固とした態度で臨むべきことと認識しております。しかし、町民の待ち望んでいる新しい中学校の立派な完成を業務の不手際により工事が遅延いたしては、中学生、その保護者、学校関係者に多大な迷惑を及ぼすこととなります。

よって、来年4月の開校には間に合わせるため、本町議会は全員一致して、政治的判断のもと、議案第85号 大口町立大口中学校新築工事（第1工区）請負契約の変更についての議案は、原案どおり、これを可決すべきものと考えております。

町執行最高責任者としての町長の責任を熟考されんことを要望し、決して再発なきことを望んで、私の賛成討論といたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第85号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 全員の起立であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第86号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 先ほどの議案で酒井久和議員の賛成討論で指摘をされたことについては、

私もほぼ同感であります。加えて申し上げたいと思います。

厳しい社会情勢の中で住民の皆様は、大変厳しい生活を余儀なくされております。そうした中で、豊かな財政力のある大口町に住んでいる住民としての実感が感じられない、こういう御批判の声をいただきながら、私ども議会も、皆さんに何とか議会活動を通じながら、この大口町に住んでよかったなあと感じていただけるようなまちづくりを進めたいと頑張ってきたつもりでありますけれども、今回のこの事件は約2億円、そのうち約1億円については事前の調査や設計の甘さなどから穴をあけたと言われてもやむを得ないような状況を現出してしまったのであります。中学校用地の取得、あるいは中学校の建設、これらについては基本的に町長部局が行わなければならないというふうに事務分掌規則等を照合しても思うわけでありましてけれども、ほとんどすべてを教育委員会に任せ切りという状況の中で起きた不祥事と、私は言わざるを得ません。

副町長を責任者にして調査委員会が設置をされ、既にこれらの経緯、経過の調査と、そして再発防止等についての結論が正月明け早々にも出されるということでありましてけれども、それに加えて、こうした不祥事に至った責任を明確にし、そしてそれぞれがきちんとけじめをつけて、住民の皆さんのきちんとした理解が得られるような結論を出されることを強く要望しておきたいと思います。

4月1日の開校はおくらせるわけにはいきません。政治的な判断で、私ども議会はこの議案にも賛成をするわけでありましてけれども、住民の皆さんの御理解を得るためには、相当な覚悟を決してこの問題についての対応をし、早期な結論を出していただくことを要望して、賛成討論とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第86号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

閉会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成19年第6回大口町議会定例会を閉会といたします。

（午後 3時05分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 宇 野 昌 康

大口町議会議員 齊 木 一 三

大口町議会議員 倉 知 敏 美